

令和8年度
度会町等脱炭素先行地域における
事業化推進支援等業務

仕 様 書

令和8年4月
度会町みらい安心課

1. 業務名

令和8年度 度会町等脱炭素先行地域における事業化推進支援等業務

2. 目的

令和8年度 度会町脱炭素先行地域における事業化推進支援等業務(以下、「本業務」という。)は、脱炭素先行地域に選定された度会町と多気町(以下、「2町」という。)が取り組む脱炭素先行地域づくり推進事業(以下、「本事業」という。)につき、必要な支援を行うことを目的とする。

2町の脱炭素先行地域計画提案書(以下、「計画提案書」という。)については、以下を参照すること。

【環境省ホームページ】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/5th-teiansyo-04.pdf>

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)まで

4. 履行場所

度会郡 度会町 地内

多気郡 多気町 地内

5. 委託限度額

30,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とする。

<内訳>

【事務事業支援】29,000,000円(2町)

【普及啓発支援】1,500,000円(度会町)

※これらの金額は上限額であり、契約金額ではない。

※上記業務範囲は「6. 業務内容」に記載のとおりとする。

※事務事業支援につき、多気町の予算が成立しない場合、多気町相当分は実施しないものとする。

6. 業務内容

複数のプロジェクトで構成する2町の計画を遅滞することなく着実に推進し、効果の最大化を図るため、各プロジェクトの進行管理及び専門的知見に基づく助言等の事業運営支援に必要な業務全般を委託するものである。具体的な内容は次のとおり。

<事務事業支援>

(1)全体進捗管理支援

- ①2町が行う各種事業に関し、必要な知識及び手法等について、2町からの求めの有無にかかわらず、教示または助言すること。その際、専門用語を多用した難解な説明によらず、必要

に応じて補足資料を活用する等、分かりやすい説明となるよう留意すること。

- ②計画提案書記載の各種事業の確実な遂行に関し全体計画、個別計画、課題管理表、その他2町の求めに応じ必要な資料を作成し提供し、タスクの優先度の整理及び処理手法を助言すること。
- ③計画提案書記載の各種事業間における、受注事業者間の連絡調整や事業進捗マネジメントを行い、2町に報告や助言等を行う。また、各種事業に有益に作用し、本事業の全体の推進に資すると判断できる事案は、本業務で対応すること。
- ④2町が行う各種事業を住民や事業者等(以下、「需要家」という。)に対し、広く周知するための支援を行う。周知方法は需要家訪問による方法やインターネットコンテンツを用いた方法等を想定する。
- ⑤他の脱炭素先行地域自治体や団体等との連絡調整や、先進事例に関し、実運用を中心とした情報収集を行い、2町の実務に有益となる機会や情報提供等を行うこと。
- ⑥計画全体及び各取組の推進に支障を及ぼし得るリスク等を早期に察知し、その発生原因を明確にした上で、速やかに報告すること。また、当該リスク等を解決するための対応策及びその対応策が有効と考える理由・根拠も整理の上、速やかに報告すること。

(2)会議運営支援

2町定例会議と、自治体や民間企業の関係事業者等が参加する連絡会議(以下、「連絡会議」という。)の運営支援を行うこと。

【会議の開催基準】

○2町定例会議

1か月に2回以上の開催を基準とする。

○連絡会議

3か月に1回以上の開催を基準とする。

【共通事項】

会議には原則、1名以上を対面形式で参加させること。

資料の集約・配布、会議の進行、議事概要の作成等を基本とする。

特に会議資料は会議開催日の1週間以上前に2町へ提供し、議事録は会議終了から1週間以内に、提出すること。

(3)国交付金事務及び各種事業間の連絡調整支援

本業務は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化事業(以下「国交付金」という。)の執行管理を行い、補助上限額の範囲内で最大限有効に活用できる

よう執行状況を常に管理し、2町に対し必要な助言を行うこと。また、国への提出資料作成やその元となるデータ収集・管理を行うものである。国交付金の事業予算の具体的な内容は以下のとおりとする。

①「二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」、「脱炭素先行地域 取扱要領」、「脱炭素先行地域づくりガイドブック 参考資料 電力需要量・再エネ等の電力供給量 省エネによる電力削減量 算定方法の例」等に基づき、国に提出が必要となる見込みの書類やデータについて、以下の支援を行う。

(ア) 国交付金の執行管理支援

計画提案書に記載されている目標の達成に向け、計画提案書の各種事業につき、進捗管理をする。

(イ) 国交付金に係る書類作成支援

2町と協議の上、国に提出する交付申請書、実績報告書、進捗状況報告票、脱炭素先行地域評価委員会への提出資料を作成すること。

② 国交付金業務に伴うデータ収集、推計、集計

国への報告・申請資料作成に必要な情報の収集、推計、整理・集計を行うこと。

収集対象情報は、2町より提供されるもののほか、必要に応じて電力需要家や関連事業者等へのヒアリングやアンケートにより取得すること。

収集した情報は、2町職員が容易に操作可能な手法で管理する前提のもと、任意の様式（データベース等）に整理し、事業計画の推進・変更や、次年度事業計画の精度の向上に資するよう整理する。

なお、大規模な追加調査や専門的な分析が必要と判断される場合は、2町と別途協議の上、対応を決定する。

○ 収集予定情報

- 総事業費、事業実施件数
- 再エネ設備導入量、発電量（年間量）
- 対象需要家の電力需要量（年間量）、省エネ電力量（年間量）、契約電力メニューの内容及び購入電力量
- 取組ごとのCO₂削減効果（年間量）
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金以外の国の補助制度の活用状況
- 地域のエネルギー関連収支改善額
- その他、2町や国への報告に必要な情報

< 普及啓発支援 >

(4) 本事業の普及啓発に係る事業の実施

脱炭素先行地域内の住民や民間企業等に、本事業を浸透させるための事業を行うこと。

なお、本項目は国交付金の「エ 効果促進事業」に該当するため、以下例示の内容に限らず、CO2削減効果を定量的に算定することが求められる点に留意をすること。

(例)

①普及啓発番組、印刷物の作成

脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成や、理解を促進し行動変容につながる番組や印刷物の作成を行う。

②設備導入促進に関する講演会・セミナー開催(2回以上)

地域脱炭素に対する理解や興味関心の実態を把握し、交付金による設備導入促進に結びつける目的で講演会・セミナーを実施すること。

③ZEB普及啓発に関する講演会・セミナー開催(2回以上)

脱炭素先行地域内外の市民や民間企業を対象として、ZEBに対する理解浸透とZEB改修の普及促進を図るため、セミナー、イベントを実施すること。

7. 成果品

(1)業務報告書……………紙媒体 4部(2部×2町)

(2)業務に係る打合せ等の記録を含む電子データ…CD-R 一式 2部(1部×2町)

8. 留意事項

(1)受注者は、本業務の遂行にあたって2町と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等遵守しなければならない。

(2)受注者は、本業務の遂行にあたって中立的な立場を保ち、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(3)受注者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。

(4)本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等については、2町に帰属する。

(5)第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受注者が著作権者の承諾を得て行うものとし、本町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受注者は、一切の責任を負うこと。

(6)受注者は、本業務の進捗状況や協議した事項を、簡潔にまとめ迅速に 2 町に報告をすること。

(7)業務委託契約後、契約金額の範囲内において、2町と受注者が相互に協議の上、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。

(8)その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、2町と受注者が相互に協議の上、決定する。